

役員退職手当規程一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</u>（以下「機構」という。）の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、<u>その者（死亡による退職の場合には、その遺族）</u>に支給する。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 第1項(略)</p> <p>2 前項の規定による退職手当は、<u>委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日から1月以内に支給するものとする。</u>ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(在職期間の計算)</p> <p>第4条 第1項(略)</p> <p>2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、<u>次条第2項又は第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなして計算される前項の規定により計算した</u>在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第6条 第1項から第4項まで(略)</p> <p>5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する場合を除く。）の退職手当の額については、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、<u>同項</u>の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員の退職時における本俸の月額を、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が別に定める額とする。</p> <p>(遺族の範囲等)</p> <p>第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構</u>（以下「機構」という。）の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、役員が退職した場合には<u>その者に、役員が死亡した場合にはその者の遺族</u>に支給する。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 第1項(略)</p> <p>2 前項の規定による退職手当は、<u>役員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。</u>ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(在職期間の計算)</p> <p>第4条 第1項(略)</p> <p>2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、<u>第5条第2項又は第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなして計算される前項の規定により計算した</u>在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第6条 第1項から第4項まで(略)</p> <p>5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する場合を除く。）の退職手当の額については、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、<u>第3項</u>の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員の退職時における本俸の月額を、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が別に定める額とする。</p> <p>(遺族の範囲等)</p> <p>第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</p>

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 (略)

第8条 (略)

(退職手当の不支給)

第9条 第1項 (略)

2 役員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、退職の際に支給すべきであった退職手当を支給する。

3 (略)

第10条 (略)

(その他)

第11条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (略)

附 則 (平成23年9月30日規程第17号)

(施行期日)

第1条 この改正は、平成23年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日の前日において、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)附則第2条第1項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「能開機構」という。)の役員(常勤の役員に限る。以下同じ。)であつた者で、施行日において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)の役員として任命されたものに対する退職手当の支給については、その者の能開機構の役員としての在職期間を機構の役員としての在職期間とみなす。

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

2 退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。

3 (略)

第8条 (略)

(退職手当の不支給)

第9条 第1項 (略)

2 役員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、退職の際に支給すべきであった退職手当を支給する。

3 (略)

第10条 (略)

(その他)

第11条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (略)